

生坂村新型コロナウイルス感染症対策事業者支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村内の事業者に対して、新型コロナウイルス感染症の影響により売上額が減少した場合に、生坂村新型コロナウイルス感染症対策事業者支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて生坂村補助金等交付規則（昭和51年規則第4号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 給付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 村内に住所を有し、事業者として経営していること。
- (2) 令和2年2月から同年5月までのうち、単月の売上額若しくは2カ月分又は3カ月分、4カ月分の売上額の合計が、これら前年同月の売上額又は売上額の合計額を下回る場合で、減少率が30パーセント以上の場合。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行うものでないこと。
- (4) 生坂村暴力団排除条例（平成24年条例第8号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 村税等の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、村長が特に必要と認めたときは、給付対象者とすることができる。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、令和2年2月から同年5月までのうち、単月の売上額若しくは2カ月分から4カ月分の売上額の合計額から、前年同月の売上額又は売上額の合計額を差引いて得た額に2分の1を乗じて得た額（千円未満切り捨て）とし、20万円を上限とする。

(交付申請)

第4条 給付金の申請は1回限りとし、給付金の交付申請をしようとする者は、生坂村新型コロナウイルス感染症対策事業者支援給付金交付申請書（様式第1号）に村長が必要と認める書類を添えて令和2年7月31日までに村長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 村長は、前条の規定により申請者から給付金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第6条 給付金の交付決定を受けた申請者が、申請内容を変更しようとするときは、申請書に村長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

(変更交付決定)

第7条 給付金の変更交付決定通知は、決定通知により行うものとする。

(給付金の請求)

第8条 前条の規定による決定通知を受けた申請者は、生坂村新型コロナウイルス感染症対策事業者支援給付金請求書(様式第3号)に村長が必要と認める書類を添えて村長に提出するものとする。

(給付金の交付)

第9条 村長は、前条の規定により申請者から請求書の提出があったときは、速やかに給付金を交付するものとする。

(交付決定の取消し又は減額)

第10条 村長は、申請者が偽りその他不正な手段により給付金を受けたとき、若しくはこの要綱に違反したときは、給付金の交付を取消し、又は減額し、既に給付した場合は返還を求めることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。